

1 業務の内容

地方職員共済組合は、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務及び業務の能率的運営に資することを目的として設立され、次に掲げる業務を行っている。

(1) 短期給付

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等に関する給付

(2) 長期給付

組合員の退職、障害又は死亡に関する給付

(3) 福祉事業

- ① 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業
- ② 地方公務員等共済組合法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導
- ③ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営
- ④ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- ⑤ 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- ⑥ 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- ⑦ 組合員の需要する生活必需物資の供給
- ⑧ その他組合員の福祉の増進に資する事業で組合の事業計画で定めるもの

(4) 費用の負担

短期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

ただし、育児休業手当金及び介護休業手当金については、当該手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して定める割合を乗じて得た額は、地方公共団体等の負担とされている。

長期給付に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

なお、基礎年金拠出金の負担に要する費用の2分の1に相当する額は、地方公共団体が負担することとなっている。

福祉事業に要する費用は、組合員と地方公共団体等が折半で負担することとなっている。

共済組合の事務に要する費用については、地方公務員等共済組合法第113条第5項の規定に基づき、総務大臣の定めるところにより地方公共団体が負担する金額については、平成27年総務省告示第346号により、組合の事務に要する費用（福祉事業に係る事務を除く。）の額に100分の67.5を乗じて得た額に相当する額となっており、また、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定に基づき、保険料から負担する金額については、地方公共団体の負担額を控除した額に相当する額とされているが、総務大臣が定める繰入単価の範囲内で定款で定める組合員一人当たりの額に組合員数を乗じて得た額となっている。

2 事務所の所在地

事 務 所 名	郵便番号	住 所	電話番号
地方職員共済組合 地方共済事務局	102-8601	東京都千代田区平河町 2-4-9	03-3261-9821

3 役員の状況

役員は、理事長、理事、監事である。

理事長及び監事は総務大臣が任命し、理事は理事長が総務大臣の認可を受けて任命している。

役員の任期は、2年である。

令和6年3月末現在の役員の状況は、次のとおりである。

なお、役員の定数は理事長1人、理事若干人、監事3人である。

役 職	氏 名	経 歴 等
理 事 長	関 博 之	元復興庁事務次官
理 事 (常 勤)	中 平 真	元総務省中部管区行政評価局長
理 事 (非常勤)	山 田 健 司	神奈川県理事兼総務局長
理 事 (非常勤)	服 部 和 恵	福井県総務部長
理 事 (非常勤)	比 田 井 修	全日本自治団体労働組合強化拡大局長
監 事 (常 勤)	井 上 博 士	元消防団員等公務災害補償等共済基金監事
監 事 (非常勤)	百 瀬 友 輝	山梨県会計管理者
監 事 (非常勤)	蒲 池 仁	自治労全北海道庁労働組合連合会執行委員長

(注) 非常勤役員の経歴は、現職を記載している。

4 役員会の開催状況

開催日	開催回	議案
令和5年6月20日	第311回	令和4年度決算（案）
令和6年1月9日	第312回	1 令和6年度事業基本方針（案） 2 地方職員共済組合定款の一部変更（案）
令和6年3月14日	第313回	1 令和6年度事業計画及び予算（案） 2 地方職員共済組合定款の一部変更（案） 3 地方職員共済組合運営規則の一部変更（案）

5 組合の職員の定数及びその増減

区 分	令 和 5 年 度	前 年 度 増 △ 減
業 務 経 理	2 6 4 人	1 4 人
保 健 経 理	1 2 2 人	0 人
医 療 経 理	5 8 人	0 人
宿 泊 経 理	8 5 人	1 4 人
貯 金 経 理	3 5 人	1 人
貸 付 経 理	4 3 人	△ 5 人
物 資 経 理	1 3 人	△ 1 人
合 計	6 2 0 人	2 3 人

6 組合の沿革

昭和16年2月に政府職員に対する医療給付等を行うため、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）に基づいて、内務省、警視庁、北海道庁、各府県の職員（教職員及び警察職員を除く。）等をもって「内務職員共済組合」が組織された。

昭和23年7月に旧国家公務員共済組合法が制定されるにおよび、同法に基づき都道府県に属する国家公務員（地方事務官）及び道府県の職員（教職員及び警察職員を除く。）をもって組織する「地方職員共済組合」となった。

昭和37年12月に地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が制定され、同法に基づく「地方職員共済組合」として新たに発足した。平成12年4月の地方事務官制度の廃止に伴い、現在は常勤の道府県の職員（公立学校及び警察の職員を除く。）等に対し、短期給付及び長期給付の制度を適用し、併せて福祉事業を実施している。

7 根 拠 法

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

8 主務大臣

総 務 大 臣

9 運営審議会の概要

組合の定款の変更、運営規則の作成及び変更、毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算、その他組合の業務に関する重要事項を調査審議するために運営審議会が設置されている。

運営審議会は、委員16人以内で組織され、委員は、組合員のうち、組合員を代表する者である委員8人、組合員を代表する者以外の者である委員8人とし、総務大臣が任命することとなっている。

委員の任期は、2年である。

令和6年3月末現在の運営審議会委員の状況は、次のとおりである。

(運営審議会委員)

職 名	氏 名	所 属 団 体
会 長	佐 竹 敬 久	秋田県知事
会長代理	北 村 一 郎	栃木県副知事
会長代理	瀬 上 英 克	自治労全北海道庁労働組合連合会書記長
委 員	後 藤 康 治	福島県総務部職員業務課福利厚生室長
委 員	鈴 木 庸一郎	愛知県人事局職員厚生課長
委 員	山 東 美 代	和歌山県総務部総務管理局人事課職員厚生室長
委 員	柳 瀬 幸 成	広島県総務局福利課長
委 員	山 名 由起子	徳島県経営戦略部職員厚生課長
委 員	清 藤 莊 八	宮崎県総務部総務事務センター課長
委 員	川 辺 由 利	全日本自治団体労働組合総合組織局女性部長
委 員	佐々木 真由美	岩手県職員労働組合書記長
委 員	増 山 秀 人	栃木県職員労働組合中央執行委員長
委 員	西 盛 俊 彦	石川県職員労働組合中央執行委員長
委 員	大 西 将 之	自治労大阪府職員関係労働組合副執行委員長
委 員	石 橋 裕 子	自治労広島県職員連合労働組合中央執行委員長
委 員	本 多 英 樹	長崎県職員連合労働組合長崎支部書記長

10 運営審議会の開催状況

開催日	開催回	議案
令和 5 年 6 月 27 日	第 237 回	令和 4 年度決算（案）
令和 6 年 1 月 15 日	第 238 回	1 令和 6 年度事業基本方針（案） 2 地方職員共済組合定款の一部変更（案）
令和 6 年 3 月 22 日	第 239 回	1 令和 6 年度事業計画及び予算（案） 2 地方職員共済組合定款の一部変更（案） 3 地方職員共済組合運営規則の一部変更（案）

1 1 その他の組合の概要

（1）審査会

組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認等に関する不服の審査を行うために審査会が設置されている。

審査会は委員 6 人で組織され、委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ 2 人とし、理事長が委嘱することとなっている。

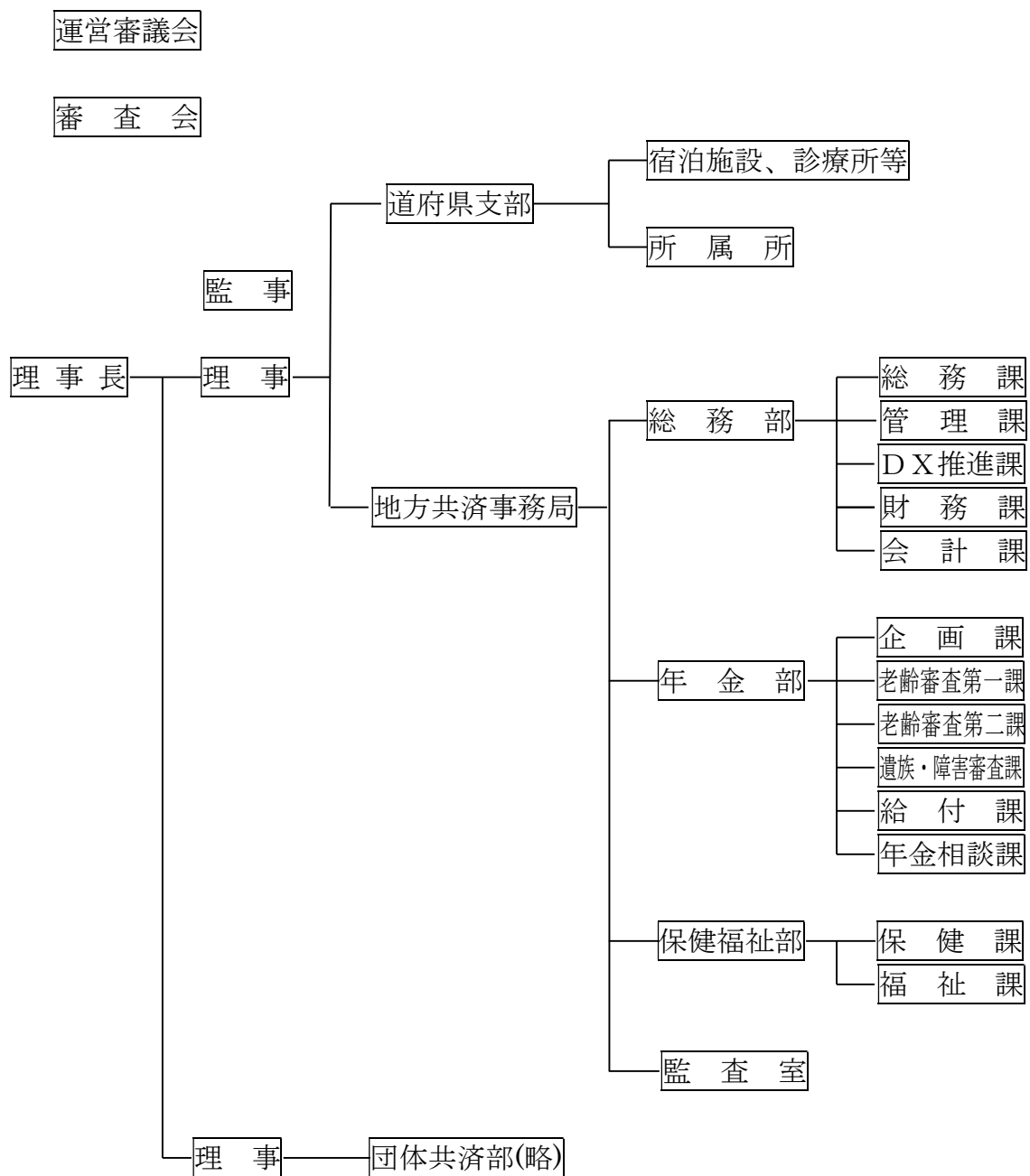
委員の任期は、3 年である。

令和 6 年 3 月末現在の審査会委員の状況は、次のとおりである。

（審査会委員）

職 名	氏 名	所 属 団 体
会 長	山 崎 泰 彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授
委 員	高 田 寛 文	政策研究大学院大学副学長
委 員	谷 戸 典 子	埼玉県総務部人財政策局長
委 員	寺 本 孝	千葉県総務部次長
委 員	大 内 敦 夫	福島県職員連合労働組合本部書記長
委 員	長 田 重 信	大分県職員連合労働組合副執行委員長

(2) 地方共済事務局の組織



12 当該事業年度の業務の実施状況

(1) 組合員数及び被扶養者数並びに標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

- ア 組合員数は、390, 141人で前年度末より一般組合員等で477人の増、合計で2, 478人(0. 6%)の増となっている。
- イ 組合員1人当たり被扶養者数は、0. 71人となっており、前年度末より0. 02人の減となっている。
- ウ 組合員1人当たり標準報酬の月額は、短期給付及び福祉事業分が391, 055円で前年度末より2, 144円(0. 5%)の減となっており、長期給付分が417, 588円で前年度末より2, 504円(0. 6%)の減となっている。
- エ 組合員1人当たり標準期末手当等の額は、短期給付及び福祉事業分が1, 365, 762円で前年度末より71, 138円(5. 5%)の増となっており、長期給付分が1, 565, 861円で前年度末より40, 479円(2. 7%)の増となっている。

(単位:人・%)

区 分 組合員種別		組 合 員 数		被 扶 養 者 数	
		令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
一般組合員等	地方公務員	313,602	314,367	260,299	253,075
	組合職員	490	501	281	280
	職員団体専従職員	163	159	204	209
	小 計	314,255	315,027	260,784	253,564
	(うち女性)	(128,066)	(130,231)	—	—
	短期組合員	68,909	68,628	18,849	18,317
	知事組合員	46	46	60	60
	船員一般組合員	892	880	1,174	1,136
	船員短期組合員	38	36	25	25
	計	384,140	384,617	280,892	273,102
対前年度比較増減 (増減割合)		67,897 (21.5)	477 (0.1)	11,254 (4.2)	△ 7,790 (△2.8)
継続長期組合員		198	209	—	—
任意継続組合員		3,325	5,315	1,915	2,989
合 計		387,663	390,141	282,807	276,091
(うち女性)		(174,310)	(176,858)	—	—
対前年度比較増減 (増減割合)		68,413 (21.4)	2,478 (0.6)	11,406 (4.2)	△ 6,716 (△2.4)
(うち女性)		(46,835)	(2,548)	—	—
組合員1人当たり被扶養者		—	—	0.73	0.71
第3号厚生年金被保険者		315,093	315,839	—	—
介護保険第2号被保険者		227,145	223,839	58,159	55,407

- 備考 1 地方公務員及び職員団体専従職員には、地方独立行政法人の職員を含む。
- 2 組合員1人当たり被扶養者数は、一般組合員等及び任意継続組合員の総数で被扶養者数を除いたものである。
- 3 第3号厚生年金被保険者は、一般組合員等及び継続長期組合員のうち、70歳未満の者である。
- 4 介護保険第2号被保険者は、一般組合員等及び任意継続組合員並びにそれぞれの被扶養者のうち、40歳以上65歳未満の者である。

(単位:千円・%)

区 分 組合員種別		短期給付及び福祉事業		長期給付		短期給付及び福祉事業		長期給付	
		標準報酬の月額		標準報酬の月額		標準期末手当等の額		標準期末手当等の額	
		令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和4年度末	令和5年度末
一般組合員	地方公務員	137,535,456	137,108,788	131,761,082	131,289,374	482,057,331	496,272,383	478,283,336	492,213,118
	組合職員	191,390	200,240	185,810	193,930	719,876	763,272	694,425	730,468
	職員団体専従職員	67,970	65,930	67,880	65,930	275,863	274,549	275,408	274,237
	計	137,794,816	137,374,958	132,014,772	131,549,234	483,053,070	497,310,204	479,253,169	493,217,823
	短期組合員	12,915,828	13,103,436	—	—	12,632,483	26,309,919	—	—
	知事組合員	56,310	56,730	29,900	29,900	232,117	238,515	131,672	132,331
	船員一般組合員	358,010	354,020	357,980	354,020	1,389,467	1,415,443	1,389,467	1,398,878
	船員短期組合員	8,920	8,600	—	—	9,718	21,155	—	—
	継続長期組合員	—	—	90,580	92,370	—	—	317,528	316,596
	任意継続組合員	1,216,856	1,587,190	—	—	—	—	—	—
合 計		152,350,740	152,484,934	132,493,232	132,025,524	497,316,855	525,295,236	481,091,836	495,065,628
対前年度比較増減 (増減割合)		14,358,986 (10.4)	134,194 (0.1)	1,051,928 (0.8)	△ 467,708 (△0.4)	15,167,303 (3.1)	27,978,381 (5.6)	1,851,064 (0.4)	13,973,792 (2.9)
組合員1人当たり 標準報酬の月額及び 標準期末手当等の額		円 393,199	円 391,055	円 420,092	円 417,588	円 1,294,624	円 1,365,762	円 1,525,382	円 1,565,861
第3号厚生年金被保険者		—	—	132,372,492	131,892,574	—	—	480,736,786	494,688,091
介護保険第2号被保険者		99,386,752	97,650,728	—	—	344,757,171	356,874,756	—	—

(2) 各経理における業務の実施状況

ア 短期給付事業

組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡並びにその他災害等に関する法定給付（医療費、出産費、埋葬料など）及び附加給付（家族療養費附加金、出産費附加金、傷病手当金附加金など）に係る給付費に、一部負担金払戻金の額を加えた給付総額は、１，２６７億４千６百万円であり、令和４年度の給付総額に比べ、２１２億１千万円の増となっている。

また、前期高齢者納付金等の納付総額は、８４８億８千７百万円であり、令和４年度の納付総額に比べ、３２億５千６百万円の増となっている。

○短期給付の支給状況

区 分				給 付 総 額		増 減 額
				令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	
法 定 給 付	保 健 給 付	医 療 費	人	千円 45,786,788	千円 56,633,832	千円 10,847,044
			家 族	42,465,178	50,061,930	7,596,752
			小 計	88,251,966	106,695,762	18,443,796
		そ の 他		3,068,821	3,650,557	581,736
	休 業 給 付			11,971,073	13,754,781	1,783,708
	災 害 給 付			36,430	71,115	34,685
	計			103,328,290	124,172,215	20,843,925
附 加 給 付	家 族 療 養 費 附 加 金			571,420	622,112	50,692
	そ の 他 の 附 加 金			403,850	398,526	△ 5,324
	計			975,270	1,020,638	45,368
合 計				104,303,560	125,192,853	20,889,293
一 部 負 担 金 払 戻 金				1,235,058	1,553,022	317,964
総 計				105,538,618	126,745,875	21,207,257

備考 保健給付（法定給付）のうち「医療費」は、医療給付の他、薬剤支給、移送費及び家族移送費を含めたものであり、「その他」は出産費、家族出産費、埋葬料及び家族埋葬料である。

○前期高齢者納付金等の納付状況

区 分	令 和 ４ 年 度	令 和 ５ 年 度	増 減 額
退 職 者 給 付 拠 出 金	千円 1,319	千円 635	千円 △ 684
前 期 高 齢 者 納 付 金	35,365,364	32,912,928	△ 2,452,436
後 期 高 齢 者 支 援 金	46,264,180	51,973,441	5,709,261
病 床 転 換 支 援 金	124	68	△ 56
計	81,630,987	84,887,072	3,256,085

イ 厚生年金保険給付事業

被用者年金制度一元化により、平成２７年１０月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された厚生年金及び既裁定の共済年金（職域部分を除く。）の支払いを行う。

なお、令和５年度の給付件数は、１，９６８，７５９件、給付総額は、４，０６０億７百万円となっている。

○ 厚生年金保険給付の給付状況

区 分		令 和 4 年 度				令 和 5 年 度				
		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		
				給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額	
老 齢（退職） 給 付	件	千円	%	%	件	千円	%	%		
	老 齢 厚 生 年 金	558,558	99,181,729	11.5	14.1	580,568	105,860,439	3.9	6.7	
	退 職 共 済 年 金	873,078	193,467,351	△ 4.0	△ 4.9	833,824	186,632,301	△ 4.5	△ 3.5	
	退 職 年 金	36,339	12,863,344	△ 19.5	△ 21.0	28,501	10,009,208	△ 21.6	△ 22.2	
	減 額 退 職 年 金	5,883	1,118,056	△ 10.7	△ 13.1	5,253	980,983	△ 10.7	△ 12.3	
	通 算 退 職 年 金	608	74,857	△ 29.2	△ 29.6	414	54,283	△ 31.9	△ 27.5	
	退 職 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	脱 退 一 時 金	1	246	100.0	100.0	0	0	△ 100.0	△ 100.0	
	返 還 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
退職共済給付（計）		915,909	207,523,854	△ 4.8	△ 6.1	867,992	197,676,775	△ 5.2	△ 4.7	
老 齢（退職）給付（計）		1,474,467	306,705,583	0.8	△ 0.4	1,448,560	303,537,214	△ 1.8	△ 1.0	
障 害 給 付	障 害 厚 生 年 金	6,841	1,208,669	18.0	14.7	7,991	1,445,306	16.8	19.6	
	障 害 手 当 金	1	1,171	0.0	△ 53.7	0	0	△ 100.0	△ 100.0	
	障害厚生給付（計）		6,842	1,209,840	18.0	14.5	7,991	1,445,306	16.8	19.5
	障 害 共 済 年 金	12,490	1,725,955	△ 4.4	△ 8.5	12,033	1,692,737	△ 3.7	△ 1.9	
	障 害 年 金	1,012	274,356	△ 12.6	△ 15.4	900	239,650	△ 11.1	△ 12.6	
	障 害 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	障害共済給付（計）		13,502	2,000,311	△ 5.1	△ 9.5	12,933	1,932,387	△ 4.2	△ 3.4
障 害 給 付（計）		20,344	3,210,151	1.6	△ 1.8	20,924	3,377,693	2.9	5.2	
遺 族 給 付	遺 族 厚 生 年 金	72,646	10,831,054	20.9	18.4	86,044	12,911,618	18.4	19.2	
	遺 族 共 済 年 金	407,601	85,082,913	△ 3.8	△ 5.0	389,574	81,668,813	△ 4.4	△ 4.0	
	遺 族 年 金	26,650	5,070,663	△ 10.9	△ 11.4	23,470	4,501,830	△ 11.9	△ 11.2	
	通 算 遺 族 年 金	222	10,959	△ 11.6	△ 13.6	186	9,193	△ 16.2	△ 16.1	
	死 亡 一 時 金	0	0	△ 100.0	△ 100.0	0	0	0.0	0.0	
	特 例 死 亡 一 時 金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	遺族共済給付（計）		434,473	90,164,535	△ 4.3	△ 5.4	413,230	86,179,836	△ 4.9	△ 4.4
遺 族 給 付（計）		507,119	100,995,589	△ 1.4	△ 3.3	499,274	99,091,454	△ 1.5	△ 1.9	
短期在留脱退一時金		1	1,673	0.0	32.4	1	1,029	0.0	△ 38.5	
合 計		2,001,931	410,912,996	0.2	△ 1.1	1,968,759	406,007,390	△ 1.7	△ 1.2	

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

（単位：千円、％）

資 産 区 分	令 和 ４ 年 度 末		令 和 ５ 年 度 末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国 内 債 券	118,065,335	100.00	115,568,976	100.00
短 期 資 産	118,065,335	100.00	115,568,976	100.00
合 計	118,065,335	100.00	115,568,976	100.00

ウ 退職等年金給付事業

被用者年金制度一元化により、平成２７年１０月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された年金払い退職給付の支払いを行う。
なお、令和５年度の給付件数は、２６７，６８７件、給付総額は、９億７千２百万円となっている。

○ 退職等年金給付の給付状況

区 分	令 和 ４ 年 度				令 和 ５ 年 度			
	給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合	
			給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
終 身 退 職 年 金	118,748	77,787	52.3	100.3	159,993	152,156	34.7	95.6
有 期 退 職 年 金	77,277	100,759	52.4	106.2	104,896	191,293	35.7	89.9
有期退職年金一時金	2,319	383,426	5.7	46.8	2,323	526,044	0.2	37.2
遺 族 一 時 金	378	107,683	11.2	31.3	385	93,517	1.9	△ 13.2
退 職 給 付 （ 計 ）	198,722	669,655	51.5	55.4	267,597	963,010	34.7	43.8
公 務 障 害 年 金	4	1,149	100.0	100.0	6	1,407	50.0	22.5
障 害 給 付 （ 計 ）	4	1,149	100.0	100.0	6	1,407	50.0	22.5
公 務 遺 族 年 金	72	8,817	35.8	36.3	84	7,921	16.7	△ 10.2
遺 族 給 付 （ 計 ）	72	8,817	35.8	36.3	84	7,921	16.7	△ 10.2
合 計	198,798	679,621	51.5	55.4	267,687	972,338	34.7	43.1

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

（単位：千円、％）

資 産 区 分	令 和 ４ 年 度 末		令 和 ５ 年 度 末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国 内 債 券	213,908,184	100.00	242,748,414	100.00
国 内 債 券	198,577,070	92.83	230,957,117	95.14
不動産及び貸付金	10,146,771	4.75	7,842,455	3.23
短 期 資 産	5,184,343	2.42	3,948,842	1.63
合 計	213,908,184	100.00	242,748,414	100.00

エ 経過期的長期給付事業

被用者年金制度一元化により、平成27年10月に新設された経理。被用者年金制度一元化後に決定された経過期的職域加算額及び既裁定の既裁定の共済年金の職域部分の支払いを行う。

なお、令和5年度の給付件数は、1,936,506件、給付総額は、592億7千3百万円となっている。

○ 経過期的長期給付の給付状況

区 分	令 和 4 年 度				令 和 5 年 度			
	給付件数	給 付 額	対前年度増減割合		給付件数	給 付 額	対前年度増減割合	
			給付件数	給 付 額			給付件数	給 付 額
	件	千円	%	%	件	千円	%	%
退職共済年金	1,408,754	48,151,742	0.5	0.1	1,388,300	48,225,414	△ 1.5	0.2
退職年金	36,344	1,287,278	△ 19.5	△ 21.0	28,501	1,000,921	△ 21.6	△ 22.2
減額退職年金	5,883	111,805	△ 10.7	△ 13.1	5,253	98,098	△ 10.7	△ 12.3
通算退職年金	608	7,486	△ 29.2	△ 29.6	414	5,428	△ 31.9	△ 27.5
退職一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
脱退一時金	1	25	100.0	100.0	0	0	△ 100.0	△ 100.0
返還一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
退職共済給付（計）	1,451,590	49,558,336	△ 0.2	△ 0.6	1,422,468	49,329,861	△ 2.0	△ 0.5
障害共済年金	16,105	538,147	△ 1.0	△ 4.4	16,033	545,783	△ 0.4	1.4
障害年金	1,106	65,449	△ 12.8	△ 12.5	968	50,352	△ 12.5	△ 23.1
障害一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
障害共済給付（計）	17,211	603,596	△ 1.9	△ 5.4	17,001	596,135	△ 1.2	△ 1.2
遺族共済年金	477,745	8,438,356	△ 0.9	1.1	472,606	8,702,599	△ 1.1	3.1
遺族年金	27,489	713,353	△ 10.8	△ 10.3	24,245	643,165	△ 11.8	△ 9.8
通算遺族年金	222	1,096	△ 11.6	△ 13.6	186	919	△ 16.2	△ 16.1
死亡一時金	0	0	△ 100.0	△ 100.0	0	0	0.0	0.0
特例死亡一時金	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
遺族共済給付（計）	505,456	9,152,805	△ 1.5	0.1	497,037	9,346,683	△ 1.7	2.1
合 計	1,974,257	59,314,737	△ 0.5	△ 0.6	1,936,506	59,272,679	△ 1.9	△ 0.1

備考 全額停止者については、給付件数に含めていない。

また、資産の構成割合は、次のとおりである。

○ 資産の構成割合

(単位:千円、%)

資 産 区 分	令 和 4 年 度 末		令 和 5 年 度 末	
	金 額	構成割合	金 額	構成割合
国 内 債 券	1,689,177	100.00	1,785,680	100.00
短 期 資 産	1,689,177	100.00	1,785,680	100.00
合 計	1,689,177	100.00	1,785,680	100.00

オ 保健事業等

保健事業は、組合員とその被扶養者の健康保持・疾病予防その他健康増進のため、人間ドック利用補助、生活習慣病等健康診査、健康教育、スポーツ施設の利用補助などを実施し、支出総額は４６億６千７百万円で前年度より４億６百万円の増となっている。

特定健康診査・特定保健指導事業は、高齢者の医療の確保に関する法律により実施し、支出総額は６億６千５百万円で前年度より９千３百万円の増となっている。

保育所事業、入院医療費支援制度事業及び罹災組合員見舞金事業は、定款第３６条第６号に規定する事業計画で定める事業として実施し、支出総額は保育所事業が６千５百万円で前年度より６百万円の増、入院医療費支援制度事業が１千３百万円で前年度より１百万円の増、罹災組合員見舞金事業が３百万円で前年度より２百万円の増となっている。

○保健事業等の実施状況

(単位：千円・％)

種 別		令和４年度		令和５年度		対前年度 増減額
		金 額	構 成 割 合	金 額	構 成 割 合	
保 健 事 業	健康保持・疾病予防	3,627,350	85.1	4,004,665	85.8	377,315
	体力増強・教養文化等	585,879	13.7	646,969	13.9	61,090
	その他	48,068	1.1	15,824	0.3	△ 32,244
	計	4,261,297	100.0	4,667,458	100.0	406,161
特定健康診査・特定保健指導事業		572,579	—	665,338	—	92,759
保育所事業		58,634	—	64,524	—	5,890
入院医療費支援制度事業		12,093	—	12,603	—	510
罹災組合員見舞金事業		1,260	—	3,120	—	1,860

カ 医療事業

医療事業は１９支部において実施しており、施設数は、診療所１９となっている。利用状況は、利用件数は６万件で対前年度比０．７％の減、患者収入は１２億９百万円で前年度より７千５百万円の減、また、１件当たりの金額は２１，２７３円で対前年度比５．０％の減となっている。

○医療施設の利用状況

区 分		一 般		歯 科		合 計	
		令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度	令和４年度	令和５年度
件 数		件 53,102	件 52,601	件 6,967	件 7,042	件 60,069	件 59,643
金 額		千円 1,232,284	千円 1,156,571	千円 50,831	千円 52,040	千円 1,283,115	千円 1,208,611
１件当たり 金 額		円 23,206	円 21,988	円 12,149	円 12,352	円 22,398	円 21,273
対前 年度 増減 割合	件 数	％ 2.4	％ △ 0.9	％ 1.7	％ 1.1	％ 2.4	％ △ 0.7
	金 額	0.2	△ 6.1	△ 3.9	2.4	0.0	△ 5.8
	１件 当 たり 金 額	△ 2.2	△ 5.2	△ 4.6	1.7	△ 2.2	△ 5.0

備考 歯科を委託により実施している支部は金額の計上がないことから、歯科及び合計の「１件当たり金額」は、当該支部の歯科件数を除いた件数で金額を除している。

キ 宿泊事業

宿泊事業は11支部において実施しており、13の宿泊施設の経営を行った。
施設の利用状況は、宿泊利用者が16万9千人で、前年度より9千人の増、会議・会食利用者が30万6千人で、前年度より7万6千人の増となっている。

○ 宿泊事業の実施状況

(単位：人、%)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	利用人員	対前年度比較		利用人員	対前年度比較	
		利用人員	割合		利用人員	割合
宿 泊	160,066	41,245	34.7	168,995	8,929	5.6
会 議	181,612	53,545	41.8	188,243	6,631	3.7
会 食	48,404	33,627	227.6	117,632	69,228	143.0
施 設 数	14			13		

備考 年度中に廃止した宿泊施設を含んだものである。

ク 貯金事業

貯金事業は5支部において実施しており、貯金の種類は、普通貯金、積立貯金及び定期貯金である。
組合員貯金口数は、2万5千口で前年度末より2千件の減、貯金額は、1,298億3千2百万円で前年度末より35億4千1百万円の減となっている。

○ 貯金事業の実施状況

区分 種類	令和4年度末				令和5年度末			
	口数	金額	対前年度増減割合		口数	金額	対前年度増減割合	
			口数	金額			口数	金額
	口	千円	%	%	口	千円	%	%
普通貯金	117	672,325	△20.9	3.1	105	653,330	△10.3	△2.8
積立貯金	16,936	108,743,318	△1.6	0.9	16,590	106,650,608	△2.0	△1.9
定期貯金	10,101	23,957,260	△7.7	△0.2	8,498	22,527,586	△15.9	△6.0
合 計	27,154	133,372,903	△4.0	0.7	25,193	129,831,524	△7.2	△2.7

ケ 貸付事業

貸付事業は全支部において実施しており、貸付けの種類は、普通貸付、住宅貸付、一般災害貸付、住宅災害新規貸付、住宅災害再貸付、医療貸付、入学貸付、修学貸付、結婚貸付、葬祭貸付、高額医療貸付及び出産貸付である。
組合員貸付件数は、約1万6千件で前年度末より1千件の減、貸付残高は219億2千6百万円で前年度末より36億5千6百万円の減となっている。

○ 貸付事業の実施状況

区 分 種 類		令和4年度末				令和5年度末			
		件 数	金 額	対前年度 増減割合		件 数	金 額	対前年度 増減割合	
				件 数	金 額			件 数	金 額
普通貸付		件	千円	%	%	件	千円	%	%
		4,552	3,070,816	△0.6	△3.2	4,590	3,109,076	0.8	1.2
住宅貸付		9,165	20,428,042	△13.0	△18.2	7,907	16,777,204	△13.7	△17.9
災害貸付	一般災害貸付	22	15,359	10.0	△11.4	23	15,519	4.5	1.0
	住宅災害新規貸付	41	178,638	△10.9	△10.6	38	178,095	△7.3	△0.3
	住宅災害再貸付	9	46,529	△10.0	△33.9	8	42,582	△11.1	△8.5
特別貸付	医療貸付	58	24,125	△6.5	0.1	54	25,050	△6.9	3.8
	入学貸付	556	181,570	△2.8	△1.2	506	154,761	△9.0	△14.8
	修学貸付	3,025	1,492,425	0.1	1.1	3,034	1,468,130	0.3	△1.6
	結婚貸付	176	102,339	△8.3	△12.7	182	112,880	3.4	10.3
	葬祭貸付	77	41,636	△6.1	△7.7	75	42,636	△2.6	2.4
高額医療貸付		0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
出産貸付		0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合 計		17,681	25,581,479	△7.6	△15.6	16,417	21,925,933	△7.1	△14.3

コ 物資事業

物資事業は7支部において実施しており、事業内容は、物品の販売、食堂の経営等である。
年間売上高は、14億1千3百万円で前年度より1億3千6百万円の増となっている。

区 分	令和4年度			令和5年度		
	金 額	対前年度比較		金 額	対前年度比較	
		金 額	割 合		金 額	割 合
物品販売	1,170,847	90,775	8.4	1,301,160	130,313	11.1
食 堂	29,004	4,464	18.2	36,019	7,015	24.2
そ の 他	77,312	7,019	10.0	76,001	△1,311	△1.7
合 計	1,277,163	102,258	8.7	1,413,180	136,017	10.6

13 最近5か年間の業務の実施状況

(単位:件、口、千円、人)

年 度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分							
短期 給付	給付	(件 数)	7,552,372	6,802,384	7,278,925	8,069,238	9,824,488
		(金 額)	89,707,506	87,189,985	94,074,944	105,538,618	126,745,874
厚生 年金 給付	給付	(件 数)	2,008,119	1,985,713	1,997,284	2,001,931	1,968,759
		(金 額)	428,861,353	420,969,204	415,647,889	410,912,996	406,007,390
退職 等 年金 給付	給付	(件 数)	28,349	63,439	131,253	198,798	267,687
		(金 額)	114,957	246,945	437,361	679,621	972,338
経過 的 長期 給付	給付	(件 数)	2,010,178	1,981,784	1,985,151	1,974,257	1,936,506
		(金 額)	59,686,162	59,317,021	59,646,576	59,314,737	59,272,679
保健 事業	人間ドック 利用状況	(人 数)	112,290	108,486	116,168	118,188	129,404
		(金 額)	2,688,341	2,567,041	2,672,810	2,643,124	2,994,767
医療 事業	利用件数	(一 般)	71,425	58,636	51,833	53,102	52,601
		(歯 科)	9,029	6,747	6,848	6,967	7,042
宿泊 事業	宿 泊	(利用 者)	270,025	80,871	118,821	160,066	168,995
		(施 設 数)	20	19	16	14	13
貯金 事業	貯 金	(口 数)	29,190	28,549	28,291	27,154	25,193
		(金 額)	131,840,867	132,347,596	132,463,624	133,372,903	129,831,524
貸付 事業	貸 付	(件 数)	22,721	20,948	19,126	17,681	16,417
		(金 額)	42,274,081	35,969,511	30,294,763	25,581,479	21,925,933
物資 事業	損 益 状 況	(収 入)	1,851,500	1,147,914	1,225,192	1,315,323	1,448,058
		(支 出)	1,856,063	1,152,449	1,217,333	1,321,249	1,431,779
		(当期利益)	△ 4,563	△ 4,535	7,859	△ 5,926	16,297

14 借入金及び国庫補助金等による資金調達の状況

(1) 借入金

該 当 な し

(2) 財政投融资資金

該 当 な し

(3) 国庫補助金等

該 当 な し

15 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項

該 当 な し

1.6 組合が対処すべき課題

当共済組合は、医療保険等としての短期給付事業、年金保険としての長期給付事業及び福利厚生のための福祉事業を、組合員、年金受給者等の生活の安定と福祉の向上を図るため、関係者の理解と協力を得つつ実施してきているところである。

我が国は、人口の減少と少子高齢化が進展する中で、全ての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な社会保障サービスが必要な方に適切に提供される全世代型社会保障の実現に向けて、子ども・子育て支援の充実等の取組を進めているところである。

また、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタル田園都市国家構想を進めることとしており、その一環としてマイナンバーカードと健康保険証の一体化が、本年12月に実施される予定である。

こうした中、当共済組合における短期給付事業については、短期組合員の加入、団塊の世代の後期高齢者への移行、定年年齢の引上げ等の影響を考慮すると、厳しい財政運営が予想される。このため、令和6年度の短期経理にあっては、時限措置として引き下げていた短期給付財源率を復元するものとする。

また、福祉事業については、短期組合員の加入後においても、均衡適用及び相互扶助の観点から適切な実施を図るものとする。このうち健康増進及び疾病予防の取組については、引き続きその水準を維持することが必要であり、これに伴い財源不足が見込まれる。このため、福祉事業財源率の引上げを行うこととするが、組合員の負担に配慮し、福祉事業の推進が短期給付の抑制に資すること等に鑑み、引上げ相当分は短期給付財源率から移譲するものとする。

長期給付事業については、各共済組合からの払込金を原資として地方公務員共済組合連合会が運用している調整積立金から、共済組合で資金不足が生じた場合に必要な資金を交付する仕組みとなっているが、当共済組合にあっては、厚生年金保険経理及び経過的長期経理において今後も資金不足が見込まれるため、当該仕組みにより資金を的確に確保するものとする。

令和6年度の事業運営に当たっては、こうした当共済組合を取り巻く諸情勢や動向を踏まえ、更なるDXの推進や継続的な業務・情報システムの見直しなどにより事務処理の簡素・効率化を更に進めながら、的確な事業の実施体制の整備に努めつつ、迅速かつ適正な債権管理など適時適切に必要な対応を行っていくとともに、個人情報保護に万全を期することにより、組合員、年金受給者等からの信頼を更に揺るぎないものとし、サービスの一層の向上を図っていくものとする。